

諮 問

習志野市長期計画審議会

会長 山岸 輝樹 様

習志野市長期計画審議会条例(昭和44年5月23日条例第35号)第2条の規定により、習志野市前期基本計画(素案)について、貴審議会の意見を求めます。

現習志野市後期基本計画は令和7年度をもって計画期間終了となることから、令和8年度を始期とする新たな基本計画を策定するものです。

総 政 第 9 7 号

令 和 7 年 8 月 2 5 日

習志野市長 宮 本 泰 介